

税金の支払いはお済みですか ～納期限内に納付しましょう～

●問い合わせ 役場税務課 管理係 ☎096(293)3117

納期限を過ぎても支払いがない人には、督促状や納税催告状を送付しています。支払いのご確認をお願いします。

●税金って何に使われてるの？

福祉や教育・道路整備をはじめ、安心で健康的な生活・環境を維持するために使われます。

●税金を払わないとどうなるの？

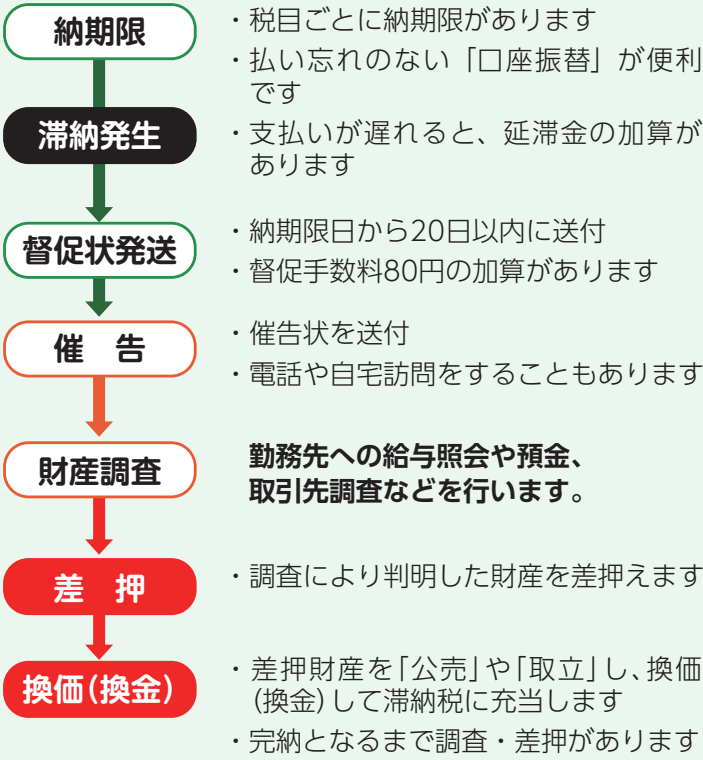
税の滞納は、町の財政を圧迫し住民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。安定したサービスを提供するために、納期内に支払いをお願いします。

また、納期限までに納税されている皆さんとの公平性を保つために、納期限を過ぎると延滞金の加算や財産調査、差押えなどの滞納処分が行われます。

●納付できないときはどうしたらいいの？

早めにご相談ください。納税の猶予など受けられる制度をご案内します。

滞納処分までの流れ



税の手続きはお済みですか

●問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

償却資産の申告

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に区分されます。土地や家屋には登記制度があり、課税対象を把握することができますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の申告が法律により義務付けられています。1月1日時点で償却資産を所有している人は、法人・個人事業主にかかわらず、確定申告とは別に申告書を提出してください。

●申告期限 令和7年1月31日(金)

※今まで申告したことがある人には12月中に申告書を送付する予定ですが、町内で新しく事業を始めた場合など、必要な人には新たに送付しますのでご連絡ください。

業 種	償却資産の例
各種共通	パソコン、複合機、ルームエアコン、応接セット、看板、太陽光発電設備など
農業・畜産業	ビニルハウス、保冷库、農機具、農耕作業車（大型特殊自動車）など
不動産賃貸業	駐車場舗装、外構工事、屋外給排水工事、屋外電気設備工事、外灯、植栽など
飲食業	レジスター、冷凍冷蔵庫、厨房設備、テナント改装費など

※軽自動車税の対象となるものは償却資産の課税対象ではありません。

相続の手続き

納税義務者がお亡くなりになったときは、「相続人代表者指定届出書」の提出が必要です。

●「相続人代表者指定届」とは

町税に関する通知と還付に関する書類を受領する相続人の代表者を指定するものです。この届出で相続が確定するものではありません。

※固定資産や軽自動車などの所有権を相続した時や処分した時は、下記の場所で手続きをしてください。

ホームページはこちら▼



相続するもの	手続場所	問い合わせ
固定資産(土地・家屋)	【大津町の土地・家屋の場合】熊本地方法務局阿蘇大津支局	096(293)2272
未登記家屋、小型特殊自動車、125cc以下の二輪	役場税務課	096(293)3117
軽自動車(四輪)	軽自動車検査協会 熊本事務所	050(3816)1758
125ccを超える二輪	熊本運輸支局	050(5540)2086



自宅から確定申告

「e-Tax」サービスを利用すれば、パソコンやスマホから確定申告の手続きができます。まずはスマホで確定申告をするときの手順を確認してみましょう。

STEP1 必要なものを準備

マイナンバーカードもしくはID(利用者識別番号)・パスワード※、源泉徴収票、生命保険の証明書など、確定申告に必要な書類を準備します。必要書類は所得の種類や追加したい控除によって異なります。

※ID(利用者識別番号)・パスワードは税務署で発行しています。

STEP2 作成

e-Tax のウェブサイトから提出方法を選び、所得や控除などの情報を入力して申告書を作成します。

STEP3 提出

作成した申告書を e-Tax を通じて提出します。

STEP4 確認と保存

提出した申告書の内容を確認し、必要に応じて印刷や保存を行います。



確定申告書などの作成に困ったら 税務相談チャットボット！

申告書の作成で質問があれば \相談はこちら/ AIを活用した

「税務職員ふたば」が 24時間対応でお答えします。ぜひご利用ください。



STEP1～4の手順で、自宅から確定申告を行うことができます。確定申告の手続きは少々複雑に感じるかもしれませんが、自宅から行うことで時間と手間を節約することができます。また、e-Tax では、確定申告だけでなく、税金の納付や還付の申請など、さまざまな手続きが可能です。

国税庁 LINE 公式アカウントはこちら ▶



確定申告作成はこちらからも ▶



町民の皆さまへ

町職員によるハラスメントの発生に対するお詫び

このたび、町が雇用する会計年度任用職員による同僚職員等の尊厳を傷つける発言、行動があり、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントの行為と認定しました。被害を受けた皆さまをはじめ、関係者の皆さまに深くお詫びいたします。

該当職員については減給10分の1、1カ月の懲戒処分、管理監督する立場にあった上司に対しては、文書による訓告を行いました。

このようなハラスメント行為は町民の皆さまの信頼を失う行為であり、誠に遺憾です。全職員への研修や組織の見直しを行い、ハラスメントの再発防止に取り組み、町政の信頼回復に努めてまいります。

令和6年12月1日

大津町長 金田 英樹